

4. 第319号井戸跡出土の黒漆塗壺鐙について

下田町遺跡の第4次調査で発見された黒漆塗の木製壺鐙は、出土品としては類例がきわめて少なく、井戸跡から土器類とともに出土した一括資料であるため、考古資料としての価値が非常に高い遺物といえる。そこで、ここでは、この壺鐙について、前章では触れられなかった解説を加え、あわせてその歴史的意義について考えていく。

壺鐙（第414図13・第520図1）は高さ21.9cm、長さ14.6cm、幅16.3cm、縦木一本造りの木製である。黒漆は、足先を入れる内面以外の、ほぼ全面に塗布されている。表面には部分的に細かい傷や漆の剥落が認められるが、いずれも古い痕跡であり、出土時についたものではない。全体のおよそ8割が残存している。樹種はクスノキである。

鐙頭には鐙鞆を通すための孔（鐙鞆受孔）をあけた吊り手が設けられている。鐙鞆受孔は長方形を呈し、大きさは1.0×2.4cmである。吊り手は両縁が造り出されている。鐙鞆がかかる部分には漆が認められないが、新品の時には塗られていたものが使用することによって剥落したのか、当初から塗られていなかったのかは不明である。

壺部は甲に鐙を立てた沓先形となり、壺口部分には蒲鉾形の縁を造りだしている。踏込の部分は欠損しているが、おそらく浅い舌を設けていたものと考えられる。背面は、縁部からわずかに内側にかかるくらいまで漆が塗布されている。

壺鐙の吊り手部を、馬に吊り下げられている状態を仮定して、垂直にしたときに、壺口の下辺（滑止部）がやや右下がりになるので、この壺鐙は右足用（右隻）と考えられる。

この壺鐙は第319号井戸跡から、須恵器坏・甕、土師器坏・甕などとともに出土した（第410図）。これらの土器類は、8世紀第1四半期でも新しく位置づけられるものである。

下田町遺跡以外には、管見では次の5つの遺跡から同形の壺鐙が出土している。

大阪府大阪市 四天王寺旧境内遺跡

新潟県柏崎市 箕輪遺跡

静岡県浜松市 城山遺跡

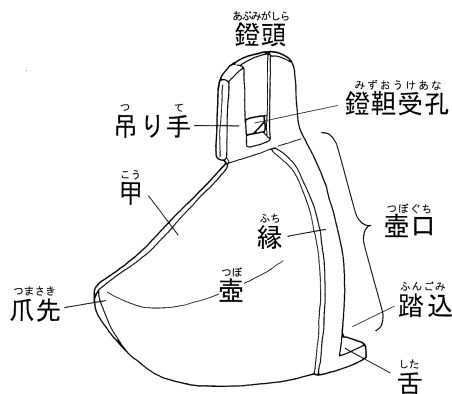
福岡県北九州市 石田遺跡

福岡県北九州市 祇園町遺跡

四天王寺旧境内遺跡は、7世紀前半に創建された四天王寺の旧境内にあたり、壺鐙（第520図2）はST96-4次調査で検出された井戸跡（SE01）から出土した。壺鐙の高さは約21cmで、全体の約1/3が残存する。黒漆はほとんど剥落している。左足用とされる。共伴遺物には墨書土器を含む土師器・須恵器、軒瓦などがあり、これらの土器の時期は8世紀末と考えられている（松本他1999）。

箕輪遺跡では、壺鐙は平成11年度調査区（H区）で検出された自然流路の下層から、大量の土器や木製品とともに出土した。高さ約24cm、遺存状態は良好で、下田町遺跡例に匹敵する。左足用とされる。共伴する土器の年代は奈良時代末～平安時代初頭とされている（高橋1999）。また、この自然流路から出土した木簡のなかに、「駅家村」と記された木簡が含まれていることから、この壺鐙の存在と合わせて、付近に駅が存在する可能性が指摘されている（岡田2000）。

城山遺跡では、包含層から吊り手部を中心とした



第519図 壺鐙の各部名称

破片が出土している。材質は鋳銅製であり、復元すると法隆寺献納宝物などの伝世品と同じ形の壺鐙になる可能性がある。奈良時代前半～中葉の年代が与えられている（向坂他1981）。

石田遺跡では、I 区の自然流路に設けられた堰上層から出土した。上層の遺物には古墳時代の土師器や弥生時代の甕、木製品類が含まれているが、この層は、奈良・平安時代の土器類がまとまって堆積していた杭列の下層部分にあたる。壺鐙（第520図3）は現存高24cm、全体の約1/3が残存する。左足用とされ、樹種はケヤキである（梅崎他1990）。

祇園町遺跡第3地点では、河川跡包含層から、吊り手部の破片（第520図4）が出土している。吊り手の形状は類似するが、鐙軋受孔は正方形に近く、縁を造りださない点が異なっている。漆は塗られていない。共伴する土器の年代は8世紀後半から9世紀にかけてのものとされている（宇野1995）。

伝世品に目を転ずると、法隆寺献納宝物の壺鐙（第520図5 原田他2003）や、正倉院宝物の馬装（馬鞍）のなかでも、特に馬鞍第3号や、馬鞍第7号の壺鐙は大きさや形状が類似している（正倉院事務所1994）。これらの材質はすべて鉄製黒漆塗である。

法隆寺献納宝物には、古くは奈良時代を遡る時期（飛鳥時代）の品々が含まれているといい（矢島1959）、正倉院宝物の成立した時期は、光明皇后が東大寺大仏に聖武天皇の御物を献納した756年前後であるため、8世紀前半に製作・使用されたものと考えられる。

以上にあげた出土資料や伝世品の壺鐙は、材質や形状の細部には相違点が認められるが、基本的には下田町遺跡出土例と同じ型式の壺鐙と考えて差し支えないであろう。共伴遺物や伝世品の示す年代観から、これらの壺鐙の製作年代は7世紀に遡る可能性を残すが、その流行は奈良時代を中心にしたものと考えられる。

さて、壺鐙を含む第319号井戸跡の遺物は、出土状況をみてもわかるように、すべて井戸跡の底近くに

まとまって埋没していた。さらに、土器の中には完存品がなく、すべて破片の状態で出土し、その多くは接合しても完全な形になることはなかった。こうした状況は、これらの遺物が、井戸の崩落や、埋め戻しなどの際に、たまたま周囲から流れ込んだものではなく、人為的に井戸内に持ち込まれたことを意味している。そして、持ち込まれた時にはすでに土器は壊れていた可能性が高く、壺鐙も使用痕の残る破損品であるため、本来の用途に耐えられなくなった器物を「処理」という行為がなされたものと考えられる。では、その行為にはどのような意思が働いていたのであろうか。

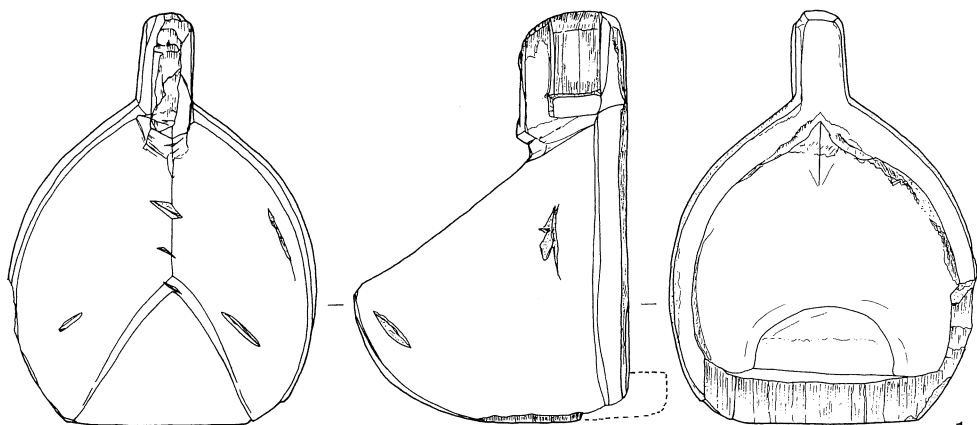
この問題を検討するために、まず、県内の周辺の遺跡から、ほぼ同時期で同様の出土状況を呈する遺構を抽出し、比較してみよう。

本庄市八幡太神南遺跡第1号住居跡には、廃絶後に投棄されたと考えられる大量の一括資料が出土している。土師器坏・甕類、須恵器坏・蓋などがあり、その割合は土師器坏が半分以上を占める。時期は7世紀第4四半期である（富田・赤熊1985）。

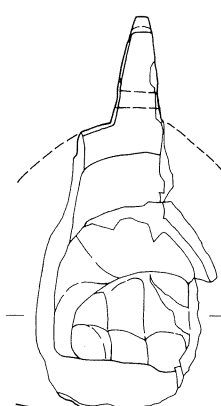
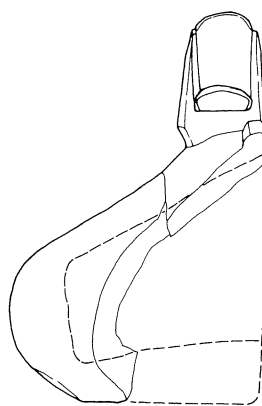
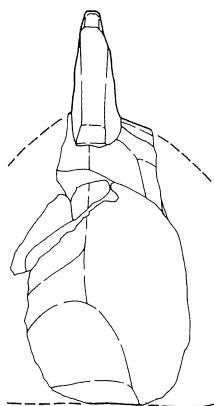
行田市築道下遺跡で検出された第9号性格不明遺構は、埋土に焼土層や炭化物層が堆積する不整形の土坑である。遺物は小破片が多く、その出土状況から、木材などを燃やした後に一括して投げ込まれたものと考えられている。遺物は土師器坏が主体で、土師器甕・甌、少量の須恵器坏・蓋などで構成される。時期は7世紀第4四半期である（栗岡他1998）。

深谷市（旧岡部町）の熊野遺跡7次調査区で検出された石組井戸跡は、埋土上層から大量の土器が出土している。時期は7世紀末から8世紀初頭とされ、須恵器坏・蓋、土師器坏が主体となる。井戸跡はその特異な形状や規模から、儀礼等に関係する井戸の可能性も指摘されている（岡部町文化財保護室2002）。

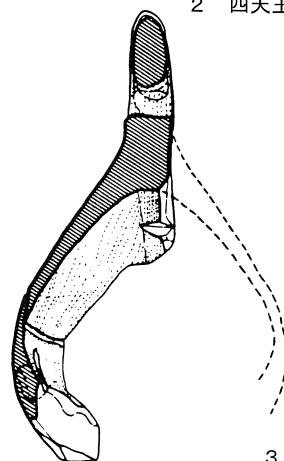
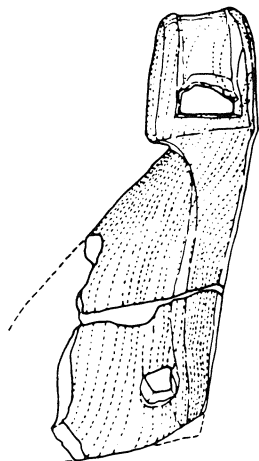
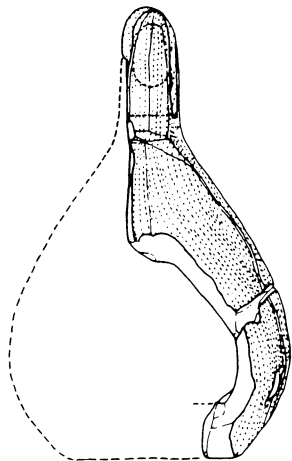
熊野遺跡ではまた、事業団調査A区で検出された第2号特殊遺構から、焼土や炭化物などと共に一括投棄された大量の土器類が出土した。器種構成は土



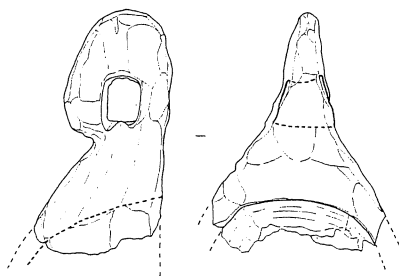
1 下田町遺跡



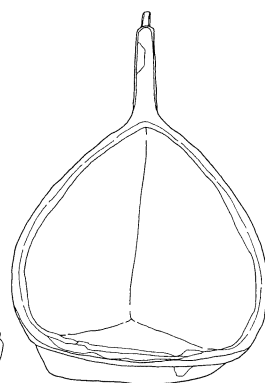
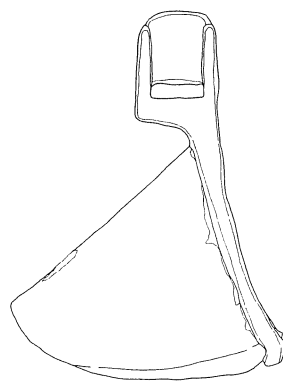
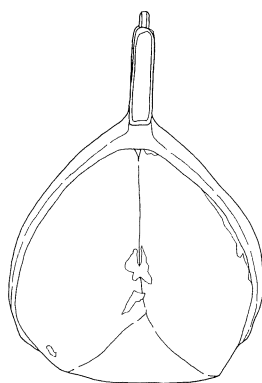
2 四天王寺旧境内遺跡



3 石田遺跡



4 祇園町遺跡



5 法隆寺献納宝物 (A:N139)

0 10cm 1:4

第520図 壺鐙の類例

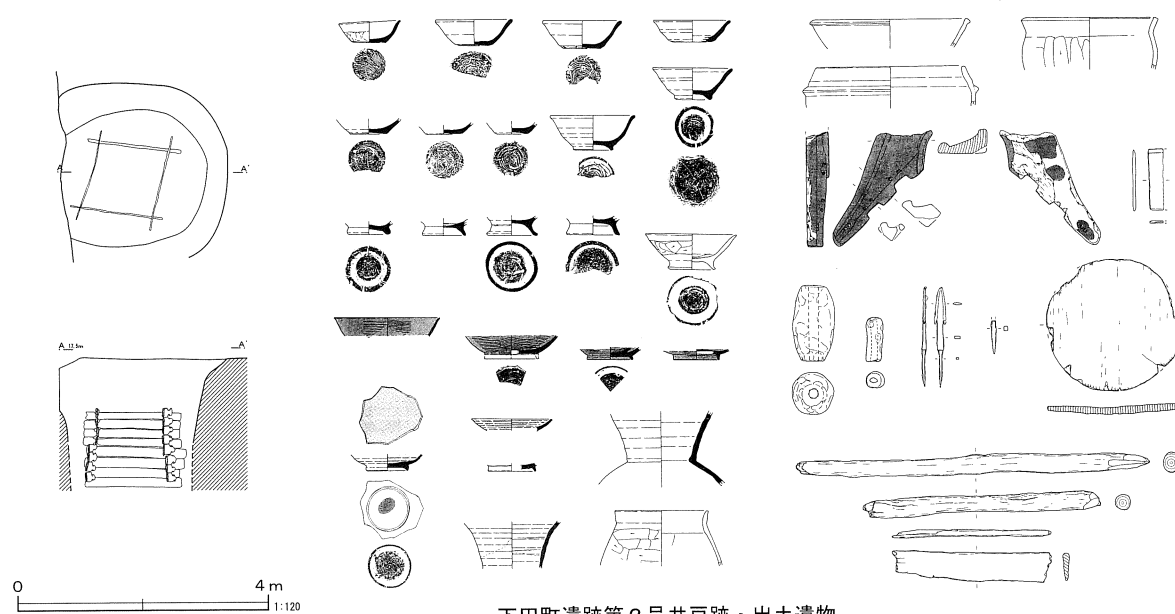
師器坏・甕・甗、須恵器坏・蓋・瓶・甕などで、個体数は土師器坏類が圧倒的に多い。時期は8世紀第1四半期である（富田2002）。

以上にあげた各例に共通するのは、遺物の量（個体数）が多いにもかかわらず、その器種構成は、住居跡などから出土する一括資料とあまり変わらないということである。これらの例が、不用品を捨てるという意思の働いた、一般的な意味での廃棄の結果であるとするならば、現在使用している食器や煮沸

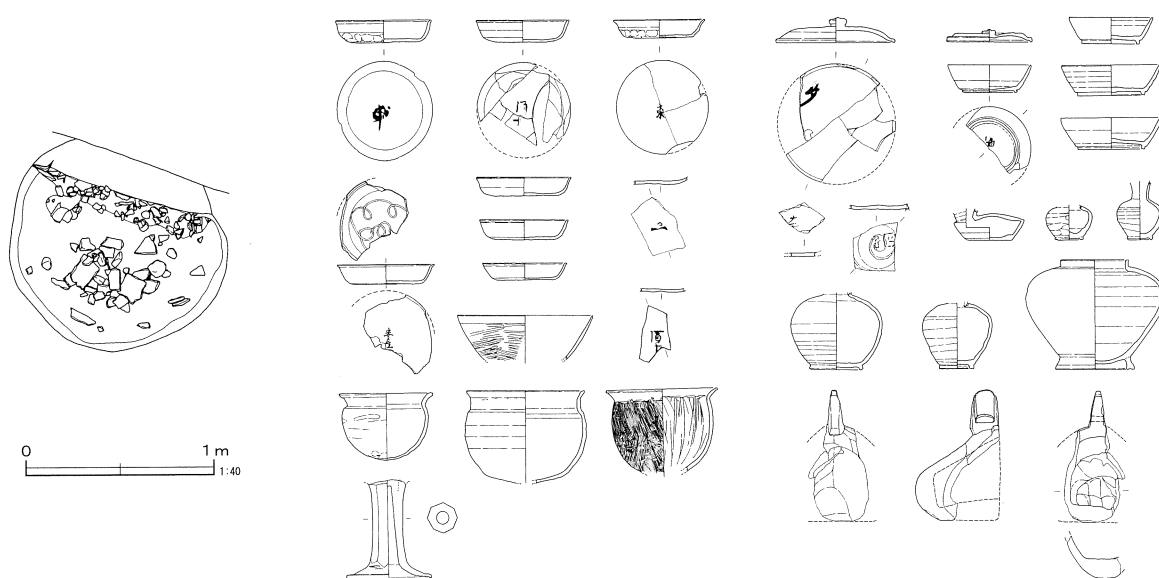
具などの土器の器種構成が反映するのはむしろ当然のことといえよう。

ところが、第319号井戸跡の出土土器（第413図）をみると、土師器甕類が8点とその割合が多く、先にあげた例とは対照的であることが指摘でき、この時期の典型的な「廃棄」というパターンからは逸脱した状況を示していることがわかる。

次に、壺鐙や鞍などの馬具が井戸跡から出土した他の遺跡の例をあげ、比較検討する。出土例が少な



下田町遺跡第2号井戸跡・出土遺物



四天王寺旧境内遺跡SE01・出土遺物（松本他1999より）

第521図 馬具を出土した井戸跡例

いため、時期は平安時代～中世の事例を含める。

今回と同じく井戸跡から壺鐙が出土した例には、先にあげた四天王寺旧境内遺跡がある。SE01の共伴土器は、土師器坏・埴・高坏・甕、須恵器蓋・坏・瓶類・壺などである（第521図）。墨書土器には「申」「東」「米屋」「酒十」などがあり、米や酒を扱う施設が近くに存在していたことを示すものとされている（松本他前掲書）。

木製鞍が出土した井戸跡も数例存在する。下田町遺跡では、今回の調査区の北側にあたる第2次調査区の第2号井戸跡から、木製黒漆塗の鞍橋の一部が出土している。第2号井戸跡は、「井」形の本杵を設け、他の出土遺物には土師器甕、須恵器坏・高台付埴、緑釉陶器、灰釉陶器、曲物、土錘、鉄鏝などがある（第521図）。土器類の時期は10世紀第1四半期である。9世紀末から10世紀にかけての下田町遺跡は、館跡と推定される大規模な建物跡が形成されている。馬具以外の出土遺物には、灰釉陶器や緑釉陶器、銅製刀装具などがあり、在地有力領主層が居住していた可能性が高いことが指摘されている（赤熊・岡本2004）。

佐賀県神埼郡三田川町の下中杖遺跡では、SE202井戸跡から、木製黒漆塗鞍橋（前輪）の完形品が出土している。土師器、須恵器、緑釉陶器、青磁、白磁などのほか、砦や糸車などの木製品、牛や鹿などの獣骨が共伴する。土師器の占める割合が多く、坏類が主体である。時期は9世紀中頃とされる。平安時代前期における下中杖遺跡は、豊富な輸入陶磁器の出土や文献などから、荘園関係の施設ではないかと推測されている（七田他1980）。

佐賀県武雄市のみやこ遺跡では、SE104井戸跡から、土師器坏・小皿、瓦器碗・小皿、磁器類、桃の種子などと共に、木製鞍橋（前輪）の欠損品が出土している。土器の示す時期の上限は12世紀中頃と考えられている。みやこ遺跡を含む六角川沿いの遺跡では、遺跡の西側に位置する中世山城の潮見城を築造した橘氏との関連が強いと考えられている（原田

他1986）。

佐賀県佐賀郡大和町の大願寺二本松遺跡では、3号井戸から木製鞍橋が出土している。ただし、形式的には、前3例とは異なり、乗馬用ではなく荷鞍の可能性もある。共伴する土器はなく、用途不明の木製品とともに出土した。時期は不明であるが、遺構は8世紀前半～9世紀に属すると考えられている。大願寺二本松遺跡は、8世紀後半代に規則的な大型の掘立柱建物跡群が形成され、輸入磁器や東海産須恵器、腰帶具や鏡片などが出土することから、郡衙関連施設あるいは郷衙として位置づけられている（谷澤他1993）。

これら5つの例から出土した木製馬具のうち、下中杖遺跡例と大願寺二本松遺跡例は鞍橋の完存品ではあるが、これだけでは鞍としては機能しない。その意味では、破損品と同等に、不用品としての価値が与えられよう。大願寺二本松遺跡例を除き、共伴する遺物の種類や量はおおむね豊富であり、各遺跡のその時期における性格からも、その経済的優位性は明らかといえる。この遺物にみられる優位性は、第319号井戸跡の場合には認められない要素である。このことは、下田町遺跡における当該期の遺構や遺物の検出状況を概観してもわかる。壺鐙のみ、なぜか突出した遺物なのである。

以上、下田町遺跡第319号井戸跡における、壺鐙を含めた出土遺物について、2つの方向からアプローチを行い、それぞれ検討を試みた。その結果、本例は7世紀末～8世紀前半における、集落における廃棄遺構とは、土器構成に根本的な違いがあること、また、木製馬具出土の他の遺跡の類例と比較して、壺鐙を除く出土遺物には、質・量ともに経済的優位性が認められないということを明らかにすることができた。

このことは、第319号井戸跡にみる壺鐙や土器などの出土遺物が、通常の廃棄行為とは異なる動機によって投棄されたものであることを示しているのではないだろうか。馬は祭祀と結びつきの強い動物で

あり、本例を含め馬具が井戸跡から出土するその現象をもって、単純にそれを、「井戸に関わる祭祀」と推測することは容易ではあるが、考古学的な事実からでは、そのことを証明することはできない。今回はその可能性が含まれることを、指摘しておくにとどめておきたい。

ところで、古代以降において、馬具と祭祀の関連が明らかとなった調査例が、近年いくつか報告されている。

大阪府吹田市の五反島遺跡では、神崎川の旧河道と堤防が検出され、河道内から大量の土器類と共に、唐式鏡や人面墨書土器、大型竈、鉄鎌などが出土した。平安時代前期の水辺の祭祀跡と考えられ、北方1.7kmに位置する式内大社垂水神社との関連が指摘されている（西本他2002/2003、高橋・西本2002）。この祭祀遺物と考えられる遺物群の中に、鉄製黒漆塗壺鐙が含まれる。壺鐙は鐙鞆受けに四連の兵庫鎖を付属するもので、型式的には、本例をはじめとする壺鐙より新式である。

静岡県浜北市の中屋遺跡では、居館の可能性が高い方形に区画された堀と、旧河道が検出された。旧河道の兩岸には、杭列や築堤の護岸施設が設けられており、西側の築堤部の盛り土のなかから、鞍橋（前輪・後輪）と居木が組み合わさったまま、ほぼ完全にそろった黒漆塗の鞍が出土した。居木の下には呪符木簡が5枚重なって出土しており、護岸工事に伴う祭祀のために一緒に埋納されたと考えられている。その時期は、護岸施設の築造年代や鞍の型式、居館の機能していた時期から、13世紀後半と考えられている（財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所2005）。

このように、あまり例は多くはないが、馬具の一部が古代から中世にかけて、水にかかわる祭祀の道具として用いられていたことが明らかになってきて

いる。今後のさらなる資料の増加によって、その祭祀のシステムの解明が進展することを期待したい。

最後に、下田町遺跡における、壺鐙出土の背景について考えてみたい。鉄製黒漆塗壺鐙が、天皇家を中心とした中央の最高位の貴族階級の所蔵品であったことを考えると、材質は異なるものの、壺鐙のなかでは優品といえる同じ型式の壺鐙を所有していた人物は、当時、農耕ではなく、交通手段として用いられた馬に騎乗できる階級の人物、例えば郡司クラスの在地首長層に属していた人物であったと推定される。とすれば、この壺鐙の樹種が、おもに関西地方以西に分布するクスノキであり、他の地域からの搬入品である可能性が高いこと（第VI章第2節参照）は、非常に興味深い見解であるといえよう。

先にもふれたが、下田町遺跡の第2～5次までの調査で検出された奈良時代の遺構から推定される当時の様相は、竪穴住居跡や掘立柱建物跡などが数基単位で散漫に存在する集落に過ぎず、出土遺物からも官衙や貴族の居宅といったような、壺鐙を所有する人物との関連は見出すことはできない。しかし、乗馬用の馬具という遺物の性質上（その投棄の理由に祭祀的動機があるなしにかかわらず）、使用された形跡のある壺鐙が、所有者と何もかわりのない遠く離れた地点に持ち出されるとは考えにくい。遺跡の未調査区域に、当該期の官衙的な性格を有する拠点集落か、あるいは、箕輪遺跡で想定されているような、街道沿いに営まれたであろう交通の要所が存在する可能性は高いと考えられる。

本稿を執筆するに当たっては、発掘調査時から多くの方々にお世話になった。末筆ながら記して感謝の意を表する次第である。（五十音順・敬称略）

岩原 剛 大谷晃二 大谷宏治 白木原宜
相馬和徳 西本安秀 水澤幸一